

子育て支援ヘルパー派遣事業 ご利用にあたってのお願い

【この事業について】

この事業は、妊娠・子育ての大変な中、家族などのサポートが得られず、日中一人で家事・育児等をしなければならない家庭に対して、少しでも負担を減らすことが出来るようヘルパーさんがお手伝いをする事業です。

制度の趣旨をご理解いただき、ルールを守ってご利用いただけますようお願いいたします。

※利用者の仕事中（在宅ワーク等）の支援は対象外です。

※保護者の方が不在の場合は対象外です。（保護者とお子さんが一緒にいる状態が対象です。）

【サービス内容について】

日常的に行う必要がある家の中での簡単な家事・育児が対象です。

大掃除等の一時的なものは対象外です。

下記の例を参考に、依頼したい内容を事業者にお伝えください。

家事援助	出来ること（例）	出来ないこと（例）
居室等の掃除、整理整頓	<ul style="list-style-type: none">・居室等の軽易な掃除、整理整頓・新聞、雑誌等の軽易な片づけ・トイレ、風呂、洗面所の軽易な掃除・玄関、ベランダの軽易な掃除	<ul style="list-style-type: none">・大掃除、換気扇、ガスコンロ、冷蔵庫、エアコン、排水口等の掃除・床のワックスかけ・浴室等のカビ取り・庭の手入れ（水やり、草取り、剪定等）
衣類の洗濯、補修	<ul style="list-style-type: none">・洗濯機の操作・洗濯物を干す、たたむ・おむつの洗濯（手洗い）・洗濯物のタンス等への片づけ・アイロン掛け・裁縫（ボタン付け等）	<ul style="list-style-type: none">・カーテン、カーペット等、日常洗濯するものではないもの・セーター等の手洗い・大量のアイロンかけ
食事の準備及び後片づけ	<ul style="list-style-type: none">・調理（一般的なもの。同居家族分は日常的に利用者が担っている範囲まで。）・配膳、テーブル拭き・片づけ、皿洗い	<ul style="list-style-type: none">・特別な手間をかけてつくるもの（正月料理等）・大量の作り置き・別世帯の家族分の調理・来客の対応
生活必需品の買い物	<ul style="list-style-type: none">・スーパー・コンビニなどでの食材・日用品の買い物	<ul style="list-style-type: none">・出産祝いのお返し等・大型のもの、家電製品等・大量の買い出し
関係機関との連絡	<ul style="list-style-type: none">・郵便局、ポストへの郵便物の持込み・市役所への申請、届出	<ul style="list-style-type: none">・金融機関での振込、現金の引き出し等・税務署への申告
その他	<ul style="list-style-type: none">・布団を干す・シーツ交換	<ul style="list-style-type: none">・自動車の給油、洗車・家具等の組立て、取付け、修理、移動・ペットの世話・マッサージ等の施術的な行為・趣味的な活動の手伝い等

※調理、洗濯、掃除等、いずれも利用者のご自宅にある道具を使用して行います。

※公共交通機関の利用に要した実費は利用者の負担です。

※買い物や付き添いなどに要した実費は利用者の負担です。

育児援助	出来ること（例）	出来ないこと（例）
授乳	<ul style="list-style-type: none"> ・湯沸かし・ポット等への移し替え ・粉ミルク調合 ・ほ乳瓶の洗浄・煮沸・煮沸後の片づけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーが一人で子どもの世話をすること ・医療行為 ・こども園等への送迎 ・習い事のための送迎 ・病院の診察、予防接種等の付き添い
おむつ交換	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ交換 ・ベビー布団の用意、片づけ 	
もく浴介助 (入浴介助)	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーバスの用意・片づけ ・もく浴・洗浄 ・乳児のふき取り、服を着せる 	
適切な育児 環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコンの温度調節、窓あけ、カーテンによる室温調節 ・ベビー布団を干す ・乳児の着替え 	

※公共交通機関の利用に要した実費は利用者の負担です。

【日程の変更及び中止について】

(1) 利用日程の変更及び中止を希望する場合は、利用日の3日前の17時までに派遣事業者に連絡し、日程調整をしてください。

なお、日程変更については、ご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

(2) 利用予定日の前日の17時を過ぎての日程の変更及び中止には、利用者負担額(キャンセル料)が生じます。 次に定める利用者負担額を派遣事業者へ直接お支払いください。

※変更には、時間の変更も含みます。

利用者の都合により日程変更及び中止した場合の利用者負担金（キャンセル料）	
派遣前日の17時までに事業者に連絡した場合	0円
派遣前の17時から当日出発前までに連絡した場合	500円
派遣当日、出発前に連絡がなかった場合	1,000円

【利用のための手続きについて】

静岡市 各区役所

葵区 子育て支援課 家庭児童相談係 054-221-1096

駿河区 子育て支援課 家庭児童相談係 054-287-8675

清水区 子育て支援課 家庭児童相談係 054-354-2429

【制度について】

静岡市 子ども未来局 子ども家庭課 給付係 054-354-2649